

チームを支える

特別支援教育コーディネーター ガイドブック



令和3年3月

千葉県養護教育センター



目次

I 近年の動向	・・・P. 1
II チームで行う特別支援教育	・・・P. 2
III 特別支援教育コーディネーターの主な役割	・・・P. 3
1 年間計画の作成	
2 校内委員会の企画・運営	・・・P. 4
3 実態把握	・・・P. 5
4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	・・・P. 7
5 引継ぎ	・・・P.11
6 関係機関との連絡調整	・・・P.16
7 保護者との連携	・・・P.18
IV 資料編	
・年間指導計画(小・中)	・・・P.20
・実態調査シート	・・・P.24
・個別の教育支援計画と個別の指導計画の例	・・・P.26
・情報提供シート	・・・P.31
・LD等、ことば・きこえ 通級指導教室リーフレット	・・・P.32
・特別支援学校教育相談リーフレット	・・・P.36
・総合案内パンフレット	・・・P.38
引用・参考文献	
調査研究協力員一覧	

I 近年の動向

平成19年 特別支援教育の本格的実施

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- ・特別支援学校のセンター的機能
- ・盲 聾 養護学校から特別支援学校へ
- ・小中学校における特別支援教育 等

平成23年 障害者基本法の改正

- ・十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実
- ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重
- ・交流及び共同学習の積極的推進等

平成28年 障害者差別解消法

- ・差別の禁止、合理的配慮の提供 等

□合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

平成28年 改正発達障害者支援法

- ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を実施
- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成の推進 等

平成29年 小学校・中学校新学習指導要領告示

- ・新学習指導要領に「障害のある児童生徒などへの指導」が明記
個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを各教科等に例示

平成29年 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ・平成16年のガイドラインが改訂され、発達障害だけでなく「すべての要支援」の児童生徒が対象に
- ・特別支援教育コーディネーターや学級担任、特別支援学級担任等の役割の明確化

平成30年 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

- ・通級による指導が行われている児童生徒、特別支援学級、特別支援学校の児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成の義務化

□確実な引継ぎで、「切れ目のない支援」を

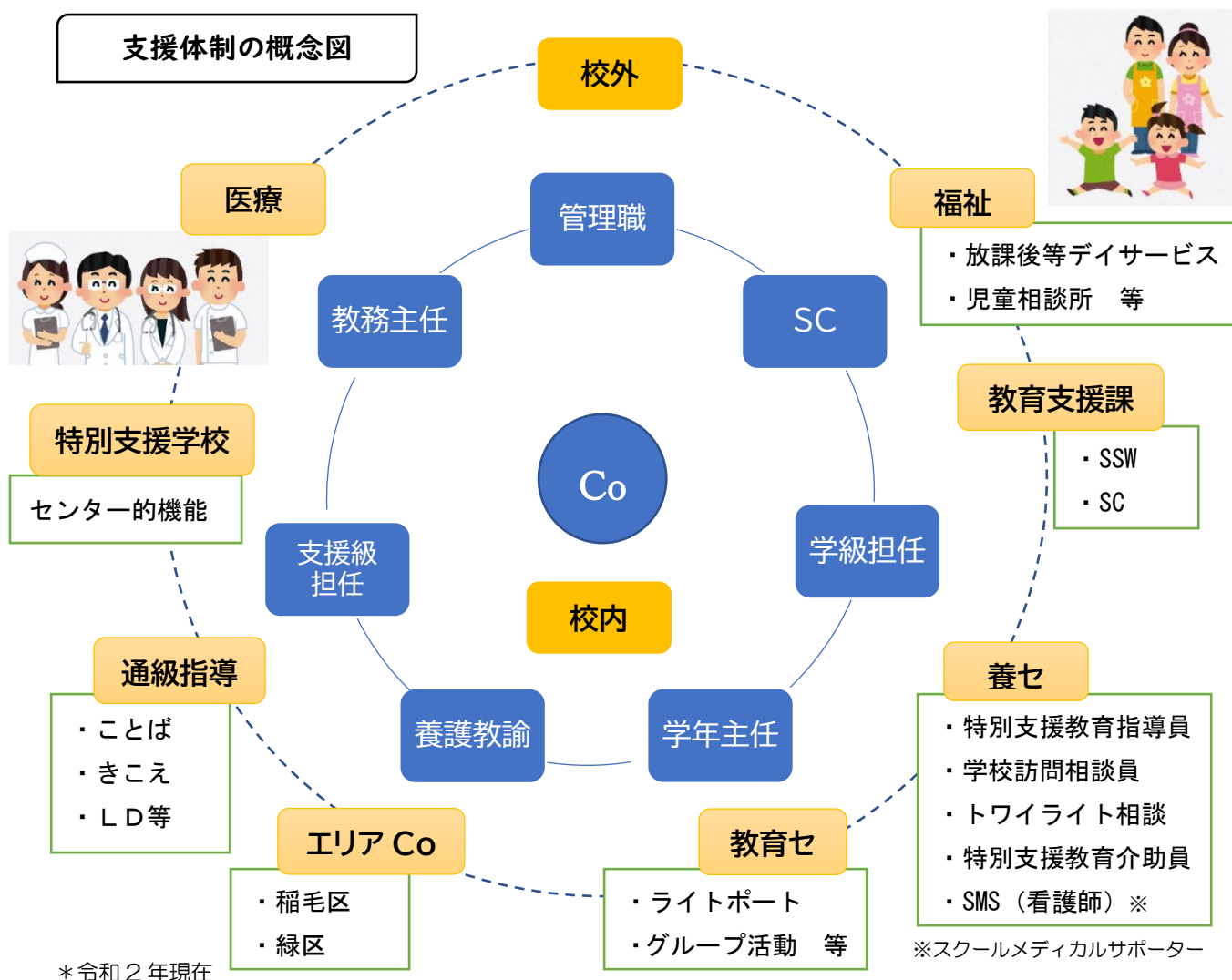
「個別の教育支援計画」を元に、幼・保⇒小⇒中⇒高等学校等への確実な引継ぎを行いきましょう。

Ⅱ チームで行う特別支援教育

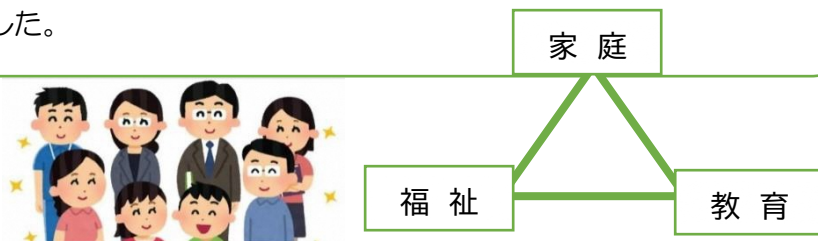
近年の児童生徒に係る問題の多様化・複雑化に対応するため、「チームとしての学校」体制が求められています。文部科学省のガイドライン※では、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任等の役割が明記されました。

特別支援教育コーディネーターは、校長から指名を受け、チームの中心的存在として連携の推進役を期待されています。（下図 Co は、特別支援教育コーディネーター）

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月文部科学省



校内だけでなく、校外にも様々なリソース（資源）があります。特に、教育と福祉の連携として、学校と放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進、さらに保護者も含めた情報共有の必要性が重視され、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」が発足しました。



Ⅲ 特別支援教育コーディネーターの主な役割

特別支援教育コーディネーターの主な役割を踏まえて、年間計画（例）をまとめました。P.20～を参考に、学校全体での支援体制づくりに役立ててください。

○学校内の関係者や関係機関との連絡調整

- (1) 学校内の関係者との連絡調整
- (2) ケース会議の開催
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- (4) 外部の関係機関との連絡調整
- (5) 保護者に対する相談窓口

○各学級担任への支援

- (1) 各学級担任からの相談状況の整理
- (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
- (3) 進級時の相談・協力

○巡回相談員や専門家チームとの連携

- (1) 巡回相談員との連携
- (2) 専門家チームとの連携

○学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月文部科学省

1 年間計画の作成



資料編P.20～

特別支援教育コーディネーターに把握してほしい内容を挙げました。もちろん、1人ではなく「チーム」での対応を検討していただくものです。

年間計画 小学校（例）

月	主な行事等	コーディネーターの関わる内容
入学前	引継ぎ	☆幼稚園や保育所で作成した「個別の教育支援計画」や指導要領との引継ぎ資料の確認。「個別の教育支援計画」は、保護者の同意のもと、コピーを取り、原本は返却。

年間計画 中学校（例）

月	主な行事等	コーディネーターの関わる内容
4	新年度準備	<input type="checkbox"/> 前年度の引継ぎ資料と新1年生の資料を確認。 <input type="checkbox"/> 新年度の担任へ資料を渡す。 <input type="checkbox"/> 年間計画の提案 今年度の特別支援教育の進め方や校内委員会の持ち方について等。 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する研修計画の相談。 【生徒指導共通理解①】（新一年生、在校生対象）。
	職員会議	<input type="checkbox"/> 始業式・入学式に向けた配慮事項を全体で確認。 <input type="checkbox"/> 入学・進級後の生徒の様子を観察・情報収集。 <input type="checkbox"/> 各保護者に「個別の教育支援計画」の作成希望の確認。 <input type="checkbox"/> 昨年の一次実態調査の資料を新担任に渡す。
	入学式	<input type="checkbox"/> 始業式・入学式。 <input type="checkbox"/> 入学・進級後の生徒の様子を観察・情報収集。 <input type="checkbox"/> 各保護者に「個別の教育支援計画」の作成希望の確認。 <input type="checkbox"/> 昨年の一次実態調査の資料を新担任に渡す。
	授業参観・懇談会	<input type="checkbox"/> 授業参観・懇談会。 <input type="checkbox"/> 気になる生徒について 担任に記入依頼 <input type="checkbox"/> 担任記入の気になる生徒についての資料集め、一覧表作成 【生徒指導共通理解②】（観察から気になる生徒対象）。
5	一次実態調査（全担任）	<input type="checkbox"/> 一次実態調査（全担任）。 <input type="checkbox"/> 担任記入の気になる生徒についての資料集め、一覧表作成 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画の作成。

2 校内委員会の企画・運営

(1) 校内委員会とは？

全体的な教育支援体制を確立し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討を行うため、校長のリーダーシップの下、校内の各種委員会（企画委員会、学校保健委員会など）と同様に設置します。また、従来の部会（生徒指導部会・教育相談部会など）に校内委員会の機能や役割を加えていく方法もあります。

(2) どのようなメンバー？

学校の実情に応じて構成します。校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが中核となり、全教職員でチームを組んで、計画的に取り組める組織を作ります。

(3) 校内委員会の役割

○教師一人による支援から学校全体での支援への意識の向上（意識改革）

○学級担任や障害のある児童生徒本人を組織として支えるために必要な校内支援組織の構築
(組織改革)

を目指し、チームを組み、組織的・計画的に取り組んでいこうとするものです。

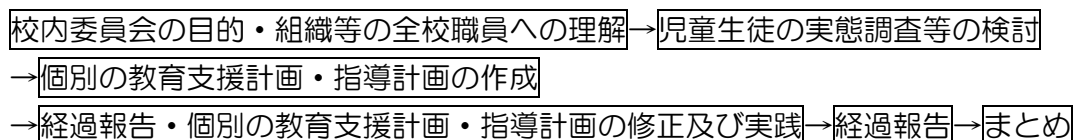
- ① 早期からの気付き
- ② 児童生徒の実態把握
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ④ 校内研修の推進
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 外部機関との連携

「切れ目のない支援」のために、進路や引継ぎ内容等についても校内で確認していきましょう。

(4) 校内委員会の年間活動計画

校内委員会は年間行事予定を踏まえ、年間を見通して定期的に行うことが望まれます。

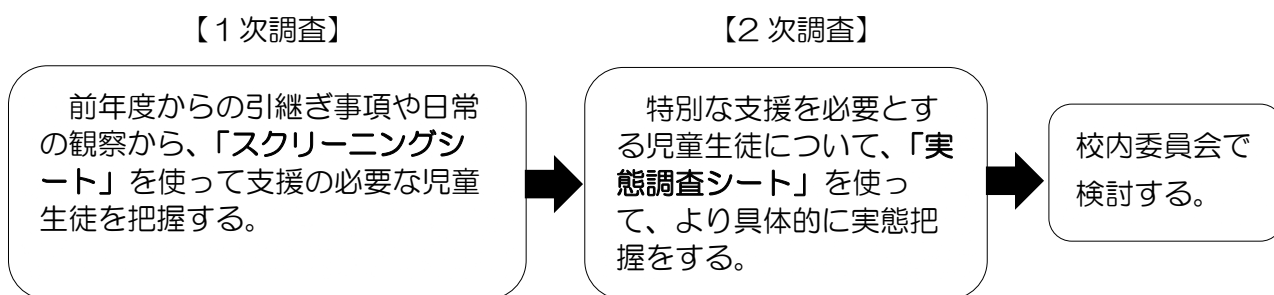
また、緊急時に即座に対応できるように、臨時校内委員会のメンバーを決めておくことも大切です。



計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Act）のサイクルを計画的に実践しましょう。児童生徒を中心に、複数の教職員の視点で観察、記録をし、支援策を練っていくことが大切です。

3 実態把握

児童生徒の学習上または生活上の困難の状況及び教育的ニーズを早期に把握するために、次の2段階の手続きを踏むとよいでしょう。



(1) 1次調査

「スクリーニングシート」例①

番号	クラス 性別	氏名	主に気になる部分に○	概要	支援の 必要度
1			学習 言語 生活 情緒 対人 社会性		A B C
2			学習 言語 生活 情緒 対人 社会性		A B C

支援の必要度（例） A:学校対応（外部との連携） B:学年対応 C:学級対応

例②

番号	氏名	気になる項目にチェック	支援の 必要度
1		<input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 読み書き苦手 <input type="checkbox"/> 会話・コミュニケーション <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/> トラブルが多い <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多い <input type="checkbox"/> 集団行動 <input type="checkbox"/> 保護者対応	A B C
2		<input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 読み書き苦手 <input type="checkbox"/> 会話・コミュニケーション <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/> トラブルが多い <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多い <input type="checkbox"/> 集団行動 <input type="checkbox"/> 保護者対応	A B C

- 各担任が、学級の中で気になる児童生徒を挙げます。
- その後、特別支援教育コーディネーターが全校分を一覧表にまとめ、全職員で共通理解を図る際に資料として活用します。

(2) 2次調査

「実態調査シート」 P.24

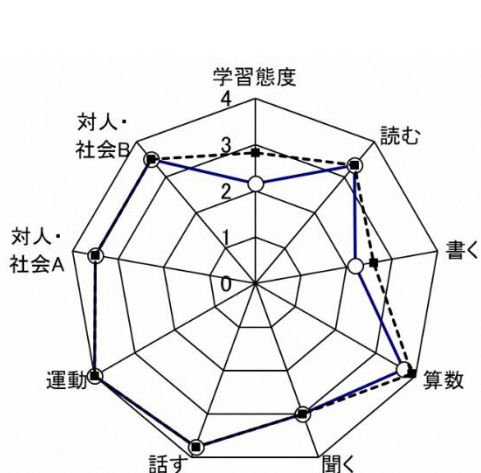
支援の必要度が高いと思われる児童生徒について、より詳細に調査するためのシートです。

※特別支援教育指導員の配置やLD等通級指導の検討の際にも活用されています。

実態調査シート (小学校1・2年生用)				年	組	イニシャル			
千葉市立 小学校									
(評定) 1 とてもあてはまる 2 ややあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 全くあてはまらない									
項目	No.	内 容	記入日()			記入日()			
			数値	合計	平均	数値	合計	平均	
学習態度	1	課題に取り組めず、教室内をうろうろしたり、ロッカー等の上に登ったり学校の好きな場所(水場、飼育小屋、コンピュータ室等)へ行ったりする。							
	2	授業中、学級担任と一対一の関係を保とうとする。							
	3	他のことに気を取られなかなか課題に取り組めないため、最後まで課題を終わらせることができない。		0	0.0		0	0.0	
	4	学習中絶えず手足を動かし、椅子や机をガタガタさせたりすることが見受けられる。							
	5	教室に貼ってあるものや置いてあるものに気が散って、ふらふらと歩き回り、集中しない。							
	6	指名されてから発表することができず、友達が発表していても思ったことをすぐに言う。							
学習場面	読む	7	文字の順序を読み間違えたり(例:おちゃわん→おわちゃん)、混同したり(にぐるま→にじるま)して読む。						
		8	平仮名や片仮名が読め、学年相応の漢字も読めるが、棒読みである。		0	0.0		0	0.0
		9	文中の単語や行をとばしたり、繰り返したりすることがある。						
	書く	10	書けない平仮名や片仮名がある。						
		11	字の形や大きさがうまく取れない、まっすぐに書けないなど読みにくい字を書く。						
		12	鏡文字を書く。						
		13	語句の中の文字を抜かしたり、順序を入れ替えたり(例:やわらかい→やらかい)、別の文字を付け加えたりして書く。		0	0.0		0	0.0
		14	記号、商標、駅名、車名など強い興味をもつものがあり、それらを書きつらねることがある。						
		15	3と8、6と9など、形状が似ている数字の扱いに混乱がみられる。						
		16	一度数えた数量を、場所や並べ方を変えると、もう一度数え直す。						



項目	学習態度	学習場面			コミュニケーション		運動	対人・社会性	
	学習態度	読む	書く	算数	聞く	話す	運動	対人・社会A	対人・社会B
1回目()	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2回目()	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
変容	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



○ 1回目()
 -■- 2回目()

- ・小学校用(低・中・高学年)と中学校用の4つがあります。
- ・各項目を4段階評価すると、大まかな傾向が自動でレーダーチャートに表れます。
- ・視覚的に表すことで、具体的な支援策を立てやすくなります。

4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成について

支援計画や指導計画は、児童生徒の困難さの違いなどを知り（理解）、早期に気付いて（気付き）、学校内での支援体制を整え（支える）、支援の充実を図るために作成するものです。詳しくは、P.26～を参考にしてください。

(1) 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画のことです。教育機関が中心となって作成する場合、「個別の教育支援計画」と呼びます。乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点をもって作成されます。必要に応じて、関係機関と共有されます。

保護者と一緒に、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成します。



合理的配慮の内容を明記し、確実に引き継ぎを。

個別の教育支援計画に記載された教育的ニーズや支援内容を踏まえることが大切です。

(2) 「個別の指導計画」とは

学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた、きめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法などを具体的に表したものです。

指導内容を充実させるため、学期ごと、又は学年ごとに目標を立て、指導と評価を行います。

学校生活や各教科において、教職員が協力して取り組みます。

(3) 作成の対象者

- 「個別の教育支援計画」は、通級指導教室に通う児童生徒、特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒には作成が義務化
- 「個別の指導計画」は、校内で必要と思われる児童生徒に作成
- 通常の学級に在籍する特別な支援や合理的配慮を必要とする児童生徒

(4) 作成に向けて

- ①困難さの発見：実態調査に基づいた観察や面談において
学習面（文字の読み書き・話し方聞き方・文具の使い方）・忘れ物・提出物・人間関係のトラブル・ルールを守ること等について気になる姿があったら、複数の目で確認→具体的な支援策へ
- ②保護者面談→支援計画作成へ
児童生徒本人・保護者の願いや思いを十分に聴き、共通理解して反映させることが大切です。

※参考 HP

- 養護教育センター「合理的配慮を効果的に進める個別の教育支援計画」
- 千葉県教育委員会「個別の教育支援計画」
- 国立特別支援教育総合研究所「インクル DB」

合理的配慮と基礎的環境整備とは？

合理的配慮とは、以下のように定義されています。(中央教育審議会報告、H24)

【合理的配慮とは】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は適度の負担を課さないもの」

以下の観点に基づいて、「個別の教育支援計画」を作成していく必要があります。

合理的配慮の3観点ⅠⅠ項目

学校における合理的配慮の3観点ⅠⅠ項目

観点① 教育内容・方法

① - 1 教育内容

① - 1 - 1 学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮

① - 1 - 2 学習内容の変更・調整

① - 2 教育方法

① - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

① - 2 - 2 学習機会や体験の確保

① - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

観点② 支援体制

② - 1 専門性のある指導体制の整備

② - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

② - 3 災害時の支援体制の整備

観点③ 施設・設備

③ - 1 校内環境のバリアフリー化

③ - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③ - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことです。国、都道府県、市町村が財源を確保し、役割分担をして実施します。

参考

千葉県公立高等学校の受検では「特別配慮申請」により、配慮が受けられる場合があります。日々の学校生活で、継続した支援を受けていることが重要です。

【資料4】「平成31年度入学者選抜における障害のある生徒等への配慮・対応について」
令和2年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項説明会 配布資料

千葉県教育委員会教育振興部学習指導課

1 障害のある生徒の受検に係る主な特別配慮（学習指導課）

主 な 配 慮 事 項

車椅子を使用すること(エレベーターの使用)。
車椅子で受検可能な広めの机を用意すること。
受検室について、別室受検や出入口に近い座席にするなど配慮すること。
帽子、カツラ、マスクを着用すること。
クッション・座布団を使用すること。
介助者が同席すること。
支障のない範囲で、介助者が問題文の代読、解答欄の指示及び問題の指示等をする事。
必要に応じて、介助者が励ますこと。
介助者が代筆解答をすること。
受検中、必要に応じて痰の吸引措置をすること。
受検中、インスリン接種や捕食をすること。
ルーペを使用すること。
解答用紙を拡大すること。
問題用紙にルビを振ること。
昼食時、休憩時間に介助者と昼食をとること。
必要に応じて、カードを使用すること。
肉声でリスニングテストを実施すること。
CDラジカセを使用すること。
面接の順番を早くすること。
面接検査で、待ち時間をできるだけ短くすること。
面接検査で、集団面接を個人面接に変更すること。
面接検査で、FM受信型補聴器を装着し、試験官がFM送信機を使用し、実施すること。
面接検査で、介助者が面接官の発言をわかりやすく繰り返し説明すること。
面接検査で、本人の応答で不明瞭な言葉があれば、介助者が代弁して面接官に伝えること。
面接検査で、面接官がわかりやすい言葉で質問し、聞き取れない場合は質問を繰り返すこと。
面接検査で、必要に応じて写真や作品等を使用すること。

ある学校の例

①「個別の教育支援計画」をチームで作成

○3名編成（例）

- ①担任 ②特別支援学級担当
- ③特別支援教育コーディネーター

○準備するもの

- ・CABINET PC ・児童生徒資料
- ・インクルDB（インクルーシブ教育構築支援データベース）
- ・養護教育センター資料

○役割分担

- ①担任（児童生徒、保護者等についての情報提供）
- ②特別支援学級担当（アイデア提供）
- ③特別支援教育コーディネーター（パソコン入力）

国立特別支援教育総合研究所のHP内に、
具体的な配慮例が掲載されています。



②校内の「合理的配慮」の事例の積み重ね

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

【学習上】

- 授業全般
 - ・授業では「学習課題」「学習内容」「まとめ」の掲示物を使用して、現在の学習状況を明確にすることで、学習の見通しを持たせる
 - ・板書を見やすくする
- 集中力の持続
 - ・集中して取り組むべき内容と時間を伝え、取り組んでいる時も集中力が持続するように声をかける
 - ・ノートを取ることができるように、教科や時間による取組へのムラをなくすようにこまめに声をかける

5 引継ぎ

いずれの校種間における引継ぎにおいても、保護者の同意のもとで「個別の教育支援計画」等の資料を活用することが大切です。

(1) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園から小学校への引継ぎ

①就学時健康診断の様子

- ・当日の行動観察、ことばの検査の様子
- ・就学時健康診断チェックリストの結果

これらの情報をもとに、次年度に向けた校内職員での共有を図ります。また、必要に応じて保護者と面談を行い、関係機関との連携を図ります。

②幼稚園・保育所(園)・認定こども園からの情報

- ・引継ぎ資料(「個別の教育支援計画」、指導要録等)
- ・幼保小交流会での行動観察
- ・学区周辺の幼稚園等への訪問、引継ぎ会

③医療機関、療育センター、養護教育センター、発達障害者支援センター等からの情報

関係機関等に関わっている場合があります。保護者の同意のもとで、小学校生活へのスムーズな移行、連携のために、情報提供を依頼しましょう。

④保護者からの連絡・相談

障害があったり、発達の遅れが気になったりする場合、事前に保護者から小学校に連絡が入ることがあります。お子さんの様子を観察するとともに、保護者が心配していることを、誠意をもって聞き、対応を検討していきましょう。

様々な情報をもとに、学級編制や支援内容が決定されます。幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校では教室環境も異なり、支援方法も様々です。支援内容については、慎重に計画・検討・実施を行う必要があります。

放課後等デイサービスや子どもルーム等との連携

児童生徒を支える場は、多岐に渡ります。必要な情報は、保護者の同意を得て共有しましょう。放課後等デイサービスや子どもルーム、アフタースクールといった場においても、「個別の教育支援計画」を共有し、連携することが広がってきています。

☆養護教育センターにおける就学相談の流れ☆

- ①就学説明会（5月、9月頃）にて、就学までの流れを説明（不参加の場合は、面談時に説明）
- ②子供の様子についての聞き取り
 - ・相談・治療・療育歴 等
 - ・検査結果
 - ・幼稚園、保育所等からの資料 等について
- ③就学先の希望の確認
- ④希望に応じて、特別支援学級の参観依頼→小学校における学級参観

希望に応じて、小学校や養セで相談継続

保護者が支援学級を希望→就学支援委員会

- ⑤学校における就学時健康診断（11月）

就学先の決定

就学先決定の新しい考え方

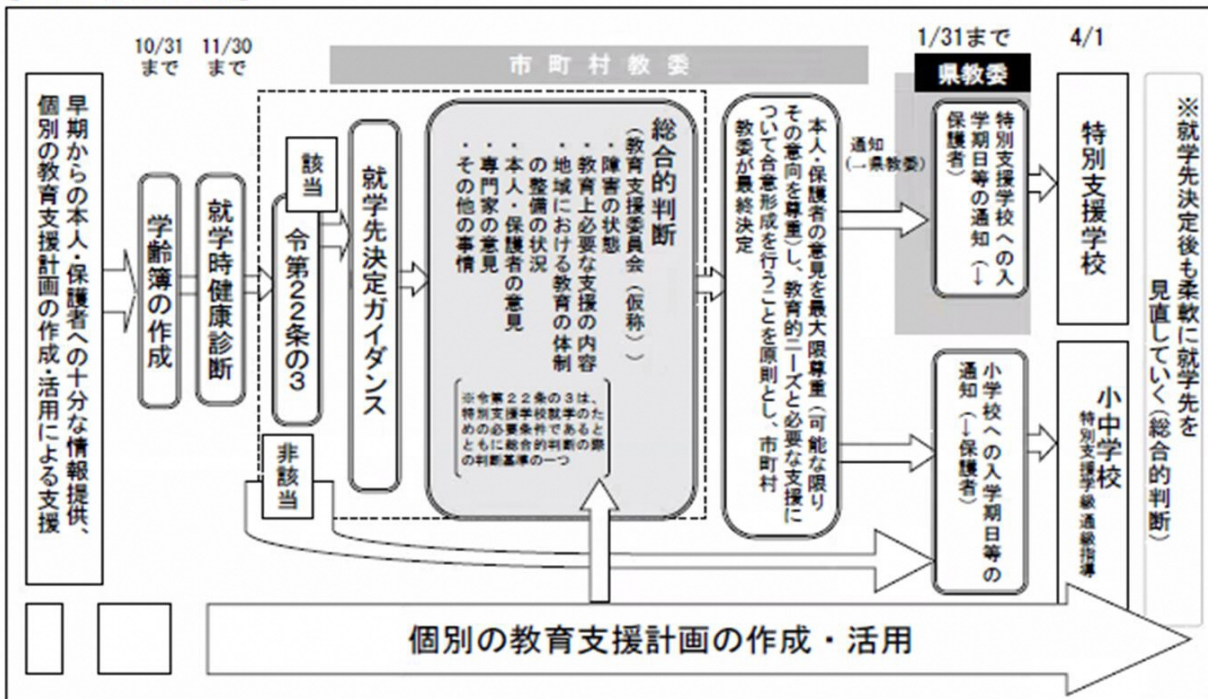
- 「本人・保護者の意見を最大限に尊重」
- 「個別の教育支援計画の作成・活用」



（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」（平成25年10月）

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

【平成25年9月1日以降】



(2) 小学校から中学校への引継ぎ

中学校区の小中学校において、管理職、教務主任と特別支援教育コーディネーター等が連携し、情報交換・情報提供の機会を年間行事に組み入れていきましょう。

①関係教職員による情報交換

- ・互いの学校見学
- ・引継ぎ資料（「個別の教育支援計画」、引継ぎシート等）を用いた引継ぎ会

②児童・保護者への情報提供

- ・児童や保護者への学校説明会
- ・中学校見学会

③引き続き通級指導を実施する場合

- ・担当者引継ぎ会
- ・児童や保護者の教室見学

中学校では、教科担任制になったり、部活動が始まったりするなど、学習環境や生活環境が大きく変化します。そうした環境の変化に配慮した支援方法を計画する必要があります。また、配慮の必要な教科等の目標や内容について明確にし、教科担任にも確実に引き継ぐことが大切です。

ある中学校区の例

6年生の引継ぎ情報が
うまく伝わらないわ・・・

小中にまたがる兄弟関係
の話も知りたいし・・・



「近隣3校コーディネーター連絡会」を設立

年3回、中学校にて開催

①夏休み前

- ・コーディネーター顔合わせ
- ・生徒（特に1年生）の情報交換
- ・保護者や地域の情報交換

②冬休み前

- ・コーディネーターとしての困り感
- ・兄弟関係等の情報交換

③年度末に向けて

- ・「個別の教育支援計画」等を基に
6年生児童を中心に

(3) 中学校からの引継ぎ ～本人や保護者の思いを大切に～

中学校からは、複数の進路先に引き継ぐこととなります。計画的な進路指導を行い、丁寧な引継ぎを行いましょ。

①進路年間予定(例)

進路説明会や進路希望調査等は学校によって異なりますので、しっかりと連携を取って進めましょ。

時期	3年生	サポート(例)
4月頃	・第1回進路希望調査	・「自分の将来について」など、自己理解や目標の学習をします。
6月頃	・第1回進路説明会 ・第2回進路希望調査	・定期テストなどでの配慮について検討します。入試で配慮申請をするためには、定期テストなどで配慮を行っていることが必要です。「個別の教育支援計画」に記載します。 ・「高校調べ」など、進路の見通しの学習をします。
7月頃	・三者面談	
夏季休業	・生徒は学校説明会、体験入学に参加	・療育手帳の申請から交付までには時間がかかるので、早目に希望を確認します。
9月頃	・第3回進路希望調査	・入試に向けて面接、作文などの練習をします。
10月頃	・第4回進路希望調査	
11月頃	・進路面談 ・第2回進路説明会 ・調査書作成依頼書の作成	
12月から 1月頃	・私立高校出願、入試 ・公立高校入試配慮申請	
2月頃	・公立高校出願、入試	
3月頃	・公立高校二次募集出願、入試 ・「個別の教育支援計画」で進路先への引継ぎ。	・進路先に引継ぎをします。

※特別支援学校(知的障害)へ進路選択をする場合、療育手帳の取得(受検の際には医師の診断書でも可)が必要です。特別支援学校の入試要項で確認が必要です。

また、各校でのオープンスクールや入学相談会の参加などが必要となります。オープンスクール等の参加は、保護者と本人からの申請を受けて、学校が手続きをします。

②引継ぎの資料

◎「個別の教育支援計画」（保護者の同意を得て）や「個別の指導計画」

◎引継ぎシート（作成してある場合）

* 支援方法や生徒の記録・関係機関との記録・その他必要と思われる事項などを記載します。

③引継ぎの留意点

◎切れ目のない継続的な支援ができるように、本人の特性や生活面・学習面・行動面で配慮する点を伝えます。

◎相手先によって、引継ぎ方法が異なります。引継ぎの際には、保護者・本人に引継ぎの希望を確認し、希望がある場合は、「個別の教育支援計画」等をもとに、引継ぎ内容を保護者と確認します。

◎**公立・私立高校**の場合は、管理職から引継ぎの申し入れをしてもらってから関係者で連絡をとります。私立の場合は、入試相談をしていることが多いので、入試相談の時の内容を確認してから申し入れをします。引継ぎについては、話題にすることを明確にして、限られた時間を有意義に使うよう心がけましょう。

◎**サポート校・特別支援学校・各種専門学校**

進学先より引継ぎの依頼があることが多いです。



◎**進路先未決定等**

家庭に一度「個別の教育支援計画」を返却する。

進路決定の際に、家庭から進学先に「個別の教育支援計画」を提出することを助言しましょう。

【キャリアパスポート】 小学校から中学校へ、中学校からその先へ

キャリア教育に関する学習内容を学年ごとにまとめ、そのファイルが、上級学年や進学先に引き継がれます。これまでの学習の足跡が見られ、切れ目のない支援を行うための貴重な資料となります。

※「改訂 キャリア教育ガイドブック 2018」千葉市教育センター

中学3年生例

学年	項目	内容	記録日()
中学 一年生	修学活動		
	委員会活動		
	好きな教科		
	興味・関心があること		
	修学活動		
	表彰・賞状		
進路の夢			
中学一年生の思い出			

※18 文部科学省編、社会政策推進局
わたしの履歴書
中学3年生の記録を機して、これからの成長につなげよう。

6 関係機関との連絡調整

校内委員会等で支援体制を整えても、対応が困難でうまく改善しない場合や、すでに他機関の支援を受けている場合、関係機関と連絡を取りながら連携を図っていくことが大切です。特別支援教育コーディネーターとして、どんな機関でどのような対応が可能か、また必要な手続き等を把握しておきましょう。新たに連絡を取る場合や保護者に提案する場合には、担任や特別支援教育コーディネーターのみの判断ではなく、必ず管理職や校内委員会等で確認したり、連携した結果を報告したりしましょう。

下記の※は、全庁フォルダ内をご確認ください。

(1) 養護教育センター

※事業案内パンフレット

① 保護者向けの相談 保護者向け電話番号 043-277-1199 (相談専用電話)

※保護者向けパンフレット

- ・面談等で学校から保護者に相談を勧める場合は、対象となる児童生徒の情報提供を学校から行ってください。支援の方向性を共有するため、情報提供シートの提出をお願いしています。
- ・特別支援教育指導員配置の要請やLD等通級指導教室の申込みの際には、養護教育センターで相談につながっている必要がありますので、ご相談ください。

※情報提供シート

② 教職員向けの相談 学校向け電話番号 043-277-0101

- ・学校での指導や対応について悩んでいる場合は、学校訪問相談員(学校で直接児童生徒の様子を参観・助言する)や、担任向けのトワイライト相談(放課後、養護教育センターで指導主事に相談する)などが利用できます。管理職を通して申し込みます。
- ・HPに特別支援教育に関する過去の刊行物、個別の教育支援計画や合理的配慮などについてのリーフレットがあります。対処の仕方や書類を作成する際の流れや注意点など参考にしましょう。
- ・各種研修や図書室にある特別支援教育に関する書籍など、積極的に活用しましょう。

(2) 教育センター

※適応相談事業案内

① 教育センター 相談電話 043-255-3702・3703

不登校対応については、実態に応じて様々な事業があります。

- ・教育センターにつながる際の手順は、「家庭訪問相談」の案内に詳しく書かれています。基本的に学校と保護者とで協議の上、教頭を窓口で教育センターに申込みをします。
- ・ライトポートやグループ活動の参加が出席扱いになります。

(3) 通級指導教室

※LD等通級指導教室案内(担当:養セ)

※ことばときこえの教室案内(担当:教育支援課)

- ・通級指導教室との連携の窓口も特別支援教育コーディネーターが行う場合があります。担任と通級担当との間で連携が取れるようにサポートしたり、通級児童生徒の校内支援体制、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成等の助言をしたり、ケース会議や面談等のサポートをしたりすることなどが考えられます。
- ・千葉市では、言語・難聴・LD等の3つの通級指導があります。入級を希望する場合、流れや窓口がそれぞれ異なりますので、案内を確認してください。

(4) 千葉市スクールカウンセラー(SC)

※スクールカウンセラー活用ガイドライン

(担当：教育支援課)

- ・児童生徒や保護者・教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて適切な相談に応じます。
- ・多くの学校で教頭が窓口になって予約・調整することが多いと思います。相談の結果等は各学校で共有の仕方が異なると思いますが、必要に応じて特別支援教育コーディネーターや担任も情報を共有し、見立てや支援に生かせるようにしましょう。
- ・ケース会議等への参加をお願いしたい場合は、勤務時間が決まっていますので、管理職から1か月前には勤務の調整をお願いするようにします。

(5) 千葉市スクールソーシャルワーカー(SSW)

※千葉市スクールソーシャルワーカー(SSW)活用ガイド

(担当：教育支援課)

- ・教育分野及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を用いて、児童生徒やその家庭への支援等を行います。家庭への福祉的なサポートが必要だと考えられる際にケース会議などを持ちます。

(6) 放課後等デイサービス

- ・民間の福祉機関で、支援を必要とする障害のある児童生徒に対し、放課後や休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など、個々の状況に応じた発達支援をしています。利用には医師の意見書や保健福祉センターでの申込み、相談支援事業所でのサービス等利用計画書の作成などが必要です。
- ・年々、事業所や利用者が増えています。連携に向けて、放課後等デイサービス事業所の希望により、保護者の同意のもと情報共有を行う等、互いの支援に生かすことが求められています。

(7) 各医療機関

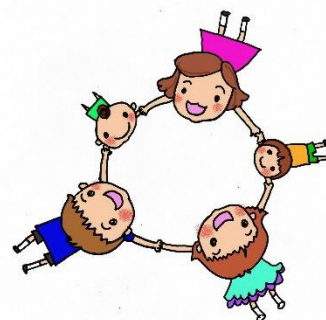
- ・学校での様子を把握するため、保護者経由で医療機関から行動のチェックリストの作成を求められることがあります。担任中心に、特別支援教育コーディネーターも実態の確認をしておくとうよいです。
- ・保護者の同意のもと、医療機関から検査結果等について情報提供を受けたり、実際に病院で診察に同席したりするケースもあります。
- ・必ず管理職の許可を得てから行動しましょう。

(8) 特別支援学校

※「いっしょに考えませんか？」

※交流及び共同学習リーフレット

- ・特別支援学校の「センター的機能の充実」として、千葉市では「千葉地区特別支援学校コーディネーター連絡会」が組織されています。市内小中学校に在籍する障害等のある児童生徒への専門的な助言がもらえます。県立特別支援学校による教育相談や通級指導もあります。
- ・居住地校交流や交流及び共同学習などで、支援学校の児童・生徒と交流する場合があります。相手先と相談しながら計画を立てたり、実施にあたり活動のねらいや配慮事項、具体的な支援方法などを共通理解したりします。



7 保護者との連携

(1) 保護者の思いに寄り添った連携をめざして

保護者の気付き

- うちの子は、ほかの子と比べて、どうしてうまくいかないのかしら…
- 先生に叱られてばかりだわ…

担任（学校）の気付き

- 落ち着きがないな…
- 友達とうまくかかわれていないな…
- 注意しても直らないのはなぜかな…

～どのように支援しよう…困ったなと思ったら、特別支援教育コーディネーターに相談～

校内支援委員会へ

保護者の思い

- 特別な支援や配慮をしてほしい。
- 学校の対応が適切ではないからうまくいかない。
- うち子に限って障害があるなんて考えられない。
- 気にはなっているが受け入れられない。
- 私（父母）も小さいときそうだったから大丈夫。
- 障害の特性をほかの職員や子どもの保護者に理解してほしい。

対象となる子供の保護者との信頼関係・協力関係の構築

- ① 保護者の気持ちの理解と共感
 - ・話し合いの積み重ねを通して、保護者が抱いている気持ちやこれまでの子育ての苦労を理解し共感する。
 - ・子育ての仕方やしつけが問題ではないことを確認する。
- ② 共通の取組と役割分担
 - ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基にして、学校・家庭で共通理解をした上で支援をする。
- ③ 情報の共有
 - ・外部機関（放課後等デイサービス、養護教育センター等）とも連携を図る。
 - ・うまくいった支援は保護者に積極的に知らせる。こまめに連絡を取り様子を確認し合う。

《ポイント》

- ★本人の困り感をとらえて見立て、校内支援体制のもとに学校でできる配慮や支援に取り組みましょう。そして、児童生徒の状態や変容などは、丁寧に記録をとっていきましょう。
- ★根気よく保護者と面談を重ね、保護者との信頼関係を築いていきましょう。